

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年11月17日(火) 第9252号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可 (604) (農地・水保全課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (605) (西部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (606) (〃) 2
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (19) 2
◇ 公 告	年少射撃資格の認定のための講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 2

告 示

鳥取県告示第604号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、智頭土地改良区の定款の変更を令和2年11月9日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第605号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年11月17日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディカル・ケア米子	ころね訪問介護ステーション浜ノ町	境港市浜ノ町62-1	令和2年11月12日	訪問介護
〃	ころね訪問看護ステーション浜ノ町	〃	〃	訪問看護

鳥取県告示第606号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年11月17日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディカル・ケア米子	ころね訪問看護ステーション浜ノ町	境港市浜ノ町62-1	令和2年11月12日	介護予防訪問看護

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第19号

令和2年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年11月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和2年11月24日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 令和元年分政治団体収支報告書の概要について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射

撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

令和2年11月17日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催の日時及び場所

(1) 開催日時 令和2年12月19日(土) 午前10時から午後3時まで

(2) 開催場所 倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 4時間

(2) 講習課目

ア 空気銃の所持に関する法令

イ 空気銃の使用の方法

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 9,800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑